



7 江 監 第 8 7 7 号
令和 8 年 4 月 1 5 日

江 東 区 長 殿

江東区監査委員	豊 島 成 彦
同	佐 竹 としこ
同	金 子 ひさし
同	高 村 きよみ

令和 7 年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 7 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令甲第 1 号）第 1 条及び第 2 条第 1 項第 3 号に基づいて行った監査の結果を、同法第 1 9 9 条第 9 項、同基準第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和7年度財政援助団体等監査報告書

第1 監査の範囲

1 監査の対象事項

財政援助団体等監査は、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号）第1条及び第2条第1項第3号（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項）の規定に基づき、区が財政的援助を与えている団体等について実施する監査である。

令和7年度監査の対象事項は、次のとおりである。併せて、監査対象団体の所管部による指導監督の状況についても監査した。

- (1) 令和6年度に区が補助金（助成金を含む）を交付した団体（以下「補助金交付団体」という。）における出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るもの
- (2) 区が出資している団体（以下「出資団体」という。）の出納その他の事務で、令和6年度の執行に係るもの
- (3) 地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者として区の公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務で、令和6年度の執行に係るもの

2 監査の対象団体、所管部等

対象団体	対象事項による区分	対象施設・組織・事業	所管部
公益財団法人江東区文化コミュニティ財団	補助金交付 出資 指定管理	管理課、砂町文化センター、深川江戸資料館、芭蕉記念館、中川船番所資料館	地域振興部
公益財団法人江東区健康スポーツ公社	補助金交付 出資 指定管理	事務局、健康センター、スポーツ会館、東砂スポーツセンター	地域振興部 健康部（保健所）
特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会	指定管理	青少年交流プラザ	地域振興部
社会福祉法人江東区社会福祉協議会	補助金交付	事務局	福祉部
社会福祉法人江東楓の会	指定管理	亀戸福祉園	障害福祉部
社会福祉法人章佑会	指定管理	塩浜福祉園	障害福祉部
江東子どもまつり実行委員会	補助金交付		子ども未来部

ミアヘルサ株式会社	補助金交付 指定管理	辰巳第二保育園	こども未来部
株式会社アンジェリカ	補助金交付	アンジェリカ白河保育園、アン ジェリカ亀戸保育園	こども未来部

3 監査の実施期日

令和7年10月2日から同年11月21日までのうち20日間

第2 監査の方法及び着眼点等

1 監査の方法

対象団体からは令和6年度事業報告書、出納関係帳票等、所管部からは補助金支出団体決算状況調書及び財政援助団体等決算状況調書その他の資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ関係帳簿と証拠書類とを照査突合し、監査した。

また、事務局職員による事務監査を専門的視点から補完するため、公認会計士による会計関係書類の調査を併せて実施した。対象とした団体は、特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会、社会福祉法人江東楓の会、社会福祉法人章佑会、ミアヘルサ株式会社、株式会社アンジェリカの5団体である。

2 主な着眼点

(1) 補助金交付団体

- ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされているか。
- イ 補助事業は、補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われているか。
- ウ 補助に係る会計経理内容は、適正か。

(2) 出資団体

- ア 出資の目的に沿って運営されているか。
- イ 会計処理に係る内部統制が整備され、適切に運用されているか。

(3) 指定管理者

- ア 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結が適法に行われているか。
- イ 所管部からの指導監督が適正になされているか。
- ウ 協定の内容に基づき、指定管理者の義務が履行されているか。
- エ 管理業務に係る会計経理内容は、適正か。

3 その他

本報告書において、指定管理者による管理業務に係る委託費を「指定管理料」という。

第3 監査対象団体の概要及び監査結果

令和7年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次のとおりである。

1 公益財団法人江東区文化コミュニティ財団

(1) 団体の概要

ア 概要

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団（以下「財団」という。）は、昭和57年3月に財団法人江東区地域振興会として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行し、併せて名称を変更した。

財団は、コミュニティの振興を図るとともに、文化の振興に関する事業を行うことによって地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① コミュニティの振興に関する事業
- ② 文化振興に関する事業
- ③ 江東区から受託する文化、コミュニティに関する事業
- ④ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

イ 組織

財団は、役員10名（理事長1名、常務理事1名、理事6名、監事2名）及び職員129名（うち区派遣職員3名）で構成される（令和7年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、財団に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は財団を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

ア 補助金交付

(ア) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例（昭和61年3月江東区条例第9号）及び同施行規則（昭和61年3月江東区規則第24号）

(イ) 補助金額

交付対象	令和6年度	令和5年度
文化センター（7館）・総合区民センター・江東公会堂	820,914,864円	890,660,218円
芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館	123,469,897円	116,609,462円
合計	944,384,761円	1,007,269,680円

イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産及び追加出資として3億円、運用財産として1千万円、合計3億1千万円を出資している。なお、令和6年度末の基本財産は、3億5千万円である。

ウ 指定管理

(7) 指定管理対象施設

- | | |
|-------------|------------|
| ① 江東区文化センター | ⑧ 総合区民センター |
| ② 森下文化センター | ⑨ 江東公会堂 |
| ③ 古石場文化センター | ⑩ 商工情報センター |
| ④ 豊洲文化センター | ⑪ 芭蕉記念館 |
| ⑤ 亀戸文化センター | ⑫ 深川江戸資料館 |
| ⑥ 東大島文化センター | ⑬ 中川船番所資料館 |
| ⑦ 砂町文化センター | |

(4) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(ウ) 指定管理料

施設内訳	令和6年度	令和5年度
文化センター（7館）・総合区民センター・江東公会堂・商工情報センター	718,229,914円	631,990,002円
芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館	110,994,845円	105,517,734円
合計	829,224,759円	737,507,736円

エ その他

区は、財団に対して、「地域クラブ活動連携事業」（委託金額：1,138,500円）を委託した。

(3) 運営状況の概要

ア 経営実績

財団は、主として補助金等収入、利用料金収入、事業収入等をもって運営されている。令和6年度における収支決算は、別表1-1のとおりである。

イ 財政状態

令和6年度末における財政状態は、別表1-2のとおりである。

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

- イ 財団は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統制は整備され、適切に運用されていると認められる。
- ウ 指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。
また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

別表1-1 収支決算

(単位:円)

	令和6年度	令和5年度	増 減	摘 要
収入	2,474,436,207	2,487,183,934	△ 12,747,727	
基本財産運用収入	24,312	23,405	907	
特定資産運用収入	101,365	25,910	75,455	
事業収入	160,650,327	158,667,686	1,982,641	受講料収入、入場料収入、利用者支援事業収入等
利用料金収入	497,683,823	481,317,793	16,366,030	施設利用料金収入、器具利用料金収入、観覧料収入等
補助金等収入	1,785,274,046	1,755,256,476	30,017,570	
補助金収入	944,384,761	1,007,269,680	△ 62,884,919	区補助金
受託収入	830,363,259	738,600,736	91,762,523	区指定管理料等
助成金等収入	10,526,026	9,386,060	1,139,966	
文化振興事業積立預金取崩収入	4,705,000	5,872,000	△ 1,167,000	
退職給付引当資産取崩収入	19,759,274	78,556,248	△ 58,796,974	
寄附金収入	3,840,720	4,932,347	△ 1,091,627	
雑収入	76,164	15,418	60,746	受取利息収入等
前期繰越収支差額	2,321,176	2,516,651	△ 195,475	
支出	2,471,815,252	2,484,862,758	△ 13,047,506	
事業費支出	1,447,088,246	1,358,704,240	88,384,006	
コミュニティ振興事業費支出	55,643,825	57,685,265	△ 2,041,440	
グループ育成事業費支出	30,817,311	29,674,862	1,142,449	
情報収集・提供事業費支出	26,265,360	27,929,406	△ 1,664,046	
文化芸術振興事業費支出	65,762,767	72,017,849	△ 6,255,082	
併設記念館展示事業費支出	3,653,875	4,662,063	△ 1,008,188	
歴史文化施設事業費支出	35,562,173	34,438,665	1,123,508	
文化センター等事業費支出	1,138,500	1,093,000	45,500	
施設管理事業費支出	1,216,774,521	1,120,651,543	96,122,978	
利用者支援事業費支出	11,469,914	10,551,587	918,327	
法人管理運営費支出	1,019,304,465	1,034,615,957	△ 15,311,492	
人件費支出	931,876,136	957,829,719	△ 25,953,583	
法人管理事務費支出	85,999,972	75,132,009	10,867,963	
法人運営費支出	1,428,357	1,654,229	△ 225,872	
文化振興事業積立預金支出	5,321,176	6,516,651	△ 1,195,475	
文化振興事業積立預金資産取得支出	4,240	525	3,715	
退職給付引当資産支出	97,125	85,025,385	△ 84,928,260	
収支差額	2,620,955	2,321,176	299,779	

別表1-2 財政状態

(単位:円、%)

	令和6年度 (令和7年3月31日現在) (A)	令和5年度 (令和6年3月31日現在) (B)	増(△)減	
			金額 (A-B)	率 ((A-B)/B×100)
資産の部				
流動資産	517,433,636	434,197,188	83,236,448	19.2
現金	6,605,753	8,242,590	△ 1,636,837	△ 19.9
普通預金	477,001,681	395,634,287	81,367,394	20.6
未収金	20,908,737	18,514,383	2,394,354	12.9
前払金	594,440	702,801	△ 108,361	△ 15.4
棚卸資産	12,323,025	11,103,127	1,219,898	11.0
固定資産	1,139,361,543	1,121,275,260	18,086,283	1.6
基本財産	350,000,000	350,000,000	0	0.0
特定資産	746,051,621	765,093,354	△ 19,041,733	△ 2.5
文化振興事業積立預金	16,145,273	15,524,857	620,416	4.0
退職給付引当資産	729,906,348	749,568,497	△ 19,662,149	△ 2.6
その他固定資産	43,309,922	6,181,906	37,128,016	600.6
什器備品	34	34	0	0.0
リース資産	43,309,888	6,181,872	37,128,016	600.6
資産合計	1,656,795,179	1,555,472,448	101,322,731	6.5
負債の部				
流動負債	591,985,188	490,360,306	101,624,882	20.7
未払金	449,628,413	363,202,742	86,425,671	23.8
前受金	19,475,800	19,162,200	313,600	1.6
預り金	33,385,443	38,407,943	△ 5,022,500	△ 13.1
リース債務	17,460,178	1,545,468	15,914,710	1029.8
賞与引当金	72,035,354	68,041,953	3,993,401	5.9
固定負債	998,026,804	951,707,160	46,319,644	4.9
長期リース債務	27,203,199	4,636,404	22,566,795	486.7
退職給付引当金	970,823,605	947,070,756	23,752,849	2.5
負債合計	1,590,011,992	1,442,067,466	147,944,526	10.3
正味財産の部				
指定正味財産	306,400,000	304,080,000	2,320,000	0.8
(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	(0)	0.0
(うち特定資産への充当額)	(6,400,000)	(4,080,000)	(2,320,000)	56.9
一般正味財産	△ 239,616,813	△ 190,675,018	△ 48,941,795	△ 25.7
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)	0.0
(うち特定資産への充当額)	(9,745,273)	(11,444,857)	(△1,699,584)	△ 14.9
正味財産合計	66,783,187	113,404,982	△ 46,621,795	△ 41.1
負債及び正味財産合計	1,656,795,179	1,555,472,448	101,322,731	6.5

2 公益財団法人江東区健康スポーツ公社

(1) 団体の概要

ア 概要

公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下「公社」という。）は、昭和62年10月に財団法人として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行した。

公社は、健康増進及びスポーツ振興の事業を推進し、もって健康な体力づくりを通じて地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① 健康増進のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ② 健康増進のための健康測定及び健康の保持増進に関する事業
- ③ スポーツ振興のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ④ スポーツ振興のためのスポーツ教室等に関する事業
- ⑤ スポーツ振興のための体力づくりに関する事業
- ⑥ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

イ 組織

公社は、役員11名（理事長1名、常務理事1名、理事7名、監事2名）及び職員58名（うち区派遣職員3名）で構成される（令和7年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、公社に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は公社を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

ア 補助金交付

(ア) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例及び同施行規則

(イ) 補助金額

交付対象	令和6年度	令和5年度
健康センター	54,338,162円	48,974,269円
スポーツ施設	660,755,129円	683,508,353円
法人管理費	136,401,187円	97,803,191円
合計	851,494,478円	830,285,813円

イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産として、3億円を出資している。なお、令和6年度末の基本財産は、3億円である。

ウ 指定管理

(7) 指定管理対象施設

- ① 健康センター
- ② 深川北スポーツセンター
- ③ 深川スポーツセンター
- ④ 有明スポーツセンター
- ⑤ 亀戸スポーツセンター
- ⑥ スポーツ会館
- ⑦ 東砂スポーツセンター

(4) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(ウ) 指定管理料

施設等内訳	令和6年度	令和5年度
健康センター	70,239,086円	68,355,178円
スポーツ施設	588,841,312円	655,973,213円
スポーツネット管理業務	19,989,543円	41,561,130円
合計	679,069,941円	765,889,521円

エ その他

区は、公社に対して、「地域クラブ活動連携事業スポーツ教室」（委託金額：609,514円）、「こうとう健康チャレンジ事業運営」（委託金額：17,689,800円）を委託した。

(3) 運営状況の概要

ア 経営実績

公社は、主として補助金等収入、事業収入等をもって運営されている。
令和6年度における収支決算は、別表2-1のとおりである。

イ 財政状態

令和6年度末における財政状態は、別表2-2のとおりである。

(4) 監査の結果

- ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- イ 公社は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統制は整備され、適切に運用されていると認められる。

ウ 指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。
また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。

エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

別表2-1 収支決算

(単位:円)

	令和6年度	令和5年度	増 減	摘 要
収入	2,060,928,573	2,064,396,337	△ 3,467,764	
基本財産運用収入	606,582	24,262	582,320	
事業収入	457,462,683	456,775,756	686,927	利用料収入、スポーツ事業収入、健康事業収入等
補助金等収入	1,554,704,732	1,600,170,689	△ 45,465,957	
補助金収入	869,793,792	830,840,168	38,953,624	区補助金等
受託事業収入	679,069,941	765,889,521	△ 86,819,580	区指定管理料
助成金等収入	5,840,999	3,441,000	2,399,999	
特定預金取崩収入	43,194,397	711,600	42,482,797	
健康スポーツ事業積立預金取崩収入	110,000	0	110,000	皆増
退職給付引当預金取崩収入	43,084,397	711,600	42,372,797	
雑収入	4,960,179	6,714,030	△ 1,753,851	受取利息収入等
前期繰越収支差額	0	0	0	
支出	2,060,928,573	2,064,396,337	△ 3,467,764	
事業費支出	1,866,717,629	1,952,947,854	△ 86,230,225	
人件費	209,922,578	209,130,771	791,807	
健康増進事業費ほか5事業費	557,220,734	554,250,320	2,970,414	体力づくり事業費、スポーツ教室事業費等
健康センター管理事業費	70,239,086	72,558,818	△ 2,319,732	
スポーツ施設管理事業費	1,009,345,688	1,075,446,815	△ 66,101,127	
スポーツネット管理事業費	19,989,543	41,561,130	△ 21,571,587	
管理費支出	174,979,409	106,039,534	68,939,875	
管理費	173,421,989	104,374,340	69,047,649	
運営費	1,557,420	1,665,194	△ 107,774	
健康スポーツ事業積立預金支出	486	273	213	
退職給付引当預金支出	19,231,049	5,408,676	13,822,373	
収支差額	0	0	0	

別表2-2 財政状態

(単位:円、%)

	令和6年度 (令和7年3月31日現在) (A)	令和5年度 (令和6年3月31日現在) (B)	増(△)減	
			金額 (A-B)	率 ((A-B)/B×100)
資産の部				
流動資産	479,245,499	440,858,659	38,386,840	8.7
現金	3,469,526	4,891,840	△ 1,422,314	△ 29.1
普通預金	457,290,154	414,792,053	42,498,101	10.2
立替金	440,360	1,540,403	△ 1,100,043	△ 71.4
未収金	17,875,943	19,487,758	△ 1,611,815	△ 8.3
商品	188,516	295,605	△ 107,089	△ 36.2
貸倒引当金	△ 19,000	△ 149,000	130,000	87.2
固定資産	526,086,549	552,201,974	△ 26,115,425	△ 4.7
基本財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
特定資産	77,852,938	101,815,800	△ 23,962,862	△ 23.5
退職給付引当資産	64,344,011	88,197,359	△ 23,853,348	△ 27.0
健康スポーツ事業積立資産	13,508,927	13,618,441	△ 109,514	△ 0.8
其他固定資産	148,233,611	150,386,174	△ 2,152,563	△ 1.4
資産合計	1,005,332,048	993,060,633	12,271,415	1.2
負債の部				
流動負債	561,141,693	514,367,530	46,774,163	9.1
未払金	442,133,953	394,947,638	47,186,315	11.9
預り金	6,421,670	9,379,646	△ 2,957,976	△ 31.5
前受金	30,520,360	36,384,770	△ 5,864,410	△ 16.1
賞与引当金	23,822,646	16,067,509	7,755,137	48.3
短期リース債務	58,243,064	57,587,967	655,097	1.1
固定負債	319,847,414	343,169,478	△ 23,322,064	△ 6.8
退職給付引当金	228,022,526	248,666,450	△ 20,643,924	△ 8.3
長期リース債務	91,824,888	94,503,028	△ 2,678,140	△ 2.8
負債合計	880,989,107	857,537,008	23,452,099	2.7
正味財産の部				
指定正味財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	(0)	0.0
一般正味財産	△ 175,657,059	△ 164,476,375	△ 11,180,684	△ 6.8
(うち特定資産への充当額)	(13,508,927)	(13,618,441)	(△109,514)	△ 0.8
正味財産合計	124,342,941	135,523,625	△ 11,180,684	△ 8.2
負債及び正味財産合計	1,005,332,048	993,060,633	12,271,415	1.2

3 特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会

(1) 団体の概要

特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会（以下「法人」という。）は、世界中の人々に対して、スポーツ文化・生活文化に関する事業を行い、人々の夢に寄与することを目的として平成10年6月に設立された。平成12年6月に法人化された後、平成15年に施設管理事業を開始し、現在は施設管理運営事業のほか、スポーツ振興事業、スポーツ指導事業及び指導者・職員育成事業等を行っている。

(2) 区との関係

区は、法人を指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行っている。

ア 監査対象施設

青少年交流プラザ

イ 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

ウ 指定管理料

施設名	令和6年度	令和5年度
青少年交流プラザ	90,996,000円	91,253,400円

エ 指定管理業務

江東区青少年交流プラザ条例（平成28年10月江東区条例第42号）第7条第2項に掲げる業務

- ① 施設の利用に関する業務
- ② 青少年団体の育成に関する業務
- ③ 青少年の活動及び指導に関する業務
- ④ 青少年指導者の養成及び研修に関する業務
- ⑤ 青少年団体及び指導者の交流に関する業務
- ⑥ 青少年情報及び相談に関する業務
- ⑦ 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 監査対象施設に係る財政状況

青少年交流プラザは、主として指定管理料により運営されている。令和6年度における事業収支に係る決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
収入(1)	93,359,376円	
指定管理料	90,996,000円	
その他収入	2,363,376円	亀戸第二保育園電気代等
支出(2)	92,883,281円	
人件費支出	39,766,326円	
事業費支出	3,001,843円	
施設維持管理費支出	44,047,158円	
その他支出	6,067,954円	法人管理費等
収支差額(1)-(2)	476,095円	

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督はおおむね適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されているが、所管部に提出した収支報告書のうち、光熱水費の計上区分に誤りが認められたため、正確な報告書の作成に努められたい。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

4 社会福祉法人江東区社会福祉協議会

(1) 団体の概要

ア 概要

社会福祉法人江東区社会福祉協議会（以下「法人」という。）は、昭和28年3月に任意団体として発足し、同39年7月に社会福祉事業法（現・社会福祉法）（昭和26年法律第45号）第29条に規定する社会福祉法人認可を受けた団体である。社会福祉法第109条に規定する市町村社会福祉協議会として、地域福祉の増進のため、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を行っている。

イ 組織

法人は、役員17名（会長1名、副会長4名、常務理事1名、理事9名、監事2名）及び職員74名（うち区派遣職員4名）で構成される（令和7年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、法人に対して、管理運営事業及び施設運営事業、ボランティア活動推進事業、応急小口福祉資金貸付事業、ホームヘルプサービス事業、福祉機器リサイクル事業、法人後見等事業、地域福祉コーディネーター事業及び地域拠点事業に必要な経費として、補助金を交付した。

ア 根拠法令等

社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年3月江東区条例第5号）及び同施行規則（昭和58年4月江東区規則第20号）並びに社会福祉法人江東区社会福祉協議会に対する助成の手続に関する要綱（昭和58年10月1日江厚福発第856号）

イ 補助金額

交付対象	令和6年度	令和5年度
社会福祉協議会事業費助成事業	245,093,085円	225,258,530円
管理運営事業及び施設運営事業	179,005,862円	173,658,373円
応急小口福祉資金貸付事業	1,446,141円	1,493,238円
ホームヘルプサービス事業	2,676,391円	3,544,239円
福祉機器リサイクル事業	502,291円	338,296円
法人後見等事業	8,095,282円	7,736,403円
地域福祉コーディネーター事業	26,385,108円	8,592,357円
地域拠点事業	26,982,010円	29,895,624円

ボランティアセンター運営費助成事業	35,717,038円	33,904,982円
ボランティア活動推進事業	35,717,038円	33,904,982円
合 計	280,810,123円	259,163,512円

※管理運営事業及び施設運営事業は、事務局職員人件費、福利厚生費、パソコン賃借料、光熱水費等である。

(3) 財政の状況

法人は、主として区及び東京都社会福祉協議会からの受託金収入のほか、区補助金収入、寄附金収入、共同募金配分金収入、会費収入等をもって運営されている。令和6年度における資金収支決算は、次のとおりである。

ア 地域福祉推進事業

	令和6年度	令和5年度
収 入 (1)	709,693,606円	672,767,038円
支 出 (2)	710,350,392円	672,521,729円
前期末支払資金残高(3)	39,392,737円	39,147,428円
収支差額(1)-(2)+(3)	38,735,951円	39,392,737円

イ 応急小口福祉資金貸付事業

	令和6年度	令和5年度
収 入 (1)	1,885,041円	1,970,938円
支 出 (2)	1,908,141円	1,595,738円
前期末支払資金残高(3)	34,748,365円	34,373,165円
収支差額(1)-(2)+(3)	34,725,265円	34,748,365円

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

5 社会福祉法人江東楓の会

(1) 団体の概要

社会福祉法人江東楓の会（以下「法人」という。）は、知的障害のこどもを持つ親が福祉の向上を目指して活動する「江東区手をつなぐ親の会」が発起人となり、平成14年12月に設立された。現在は生活介護事業のほか、就労移行支援事業、就労継続支援B型事業及び共同生活援助事業等を行っている。

(2) 区との関係

法人は、区内において以下の施設を運営している。

- ① 亀戸福祉園
- ② 高齢障害者通所施設さくら
- ③ ワークセンターつばさ
- ④ 若竹作業所
- ⑤ あすなろ作業所
- ⑥ 第三あすなろ作業所
- ⑦ かえで
- ⑧ 第二かえで
- ⑨ かえでプラス
- ⑩ リバーハウス東砂
- ⑪ 楓の会ヘルパーセンター

区は、法人を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。今年度は、以下の施設にかかる監査を実施した。

ア 監査対象施設

亀戸福祉園

イ 指定管理

(ア) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(イ) 指定管理料

施設名	令和6年度	令和5年度
亀戸福祉園	170,345,842円	176,060,923円

(ウ) 指定管理業務

江東区障害者通所支援施設条例（平成2年3月江東区条例第5号）第5条に規定する業務

- ① 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ② 施設の利用に関する業務

(3) 監査対象施設に係る財政状況

亀戸福祉園は、主として指定管理料や介護給付費収入等により運営されている。令和6年度における資金収支決算は、次のとおりである。

項目	決算額	摘要
事業活動による収支(1)	7,282,880円	
収入	331,898,704円	
障害福祉サービス等事業収入	328,667,814円	区指定管理料等
その他の収入	3,230,890円	
支出	324,615,824円	
人件費支出	188,724,929円	
事業費支出	18,465,682円	
事務費支出	114,578,013円	
その他の支出	2,847,200円	利用者等外給食費
施設整備等による収支(2)	0円	
収入	0円	
支出	0円	
その他の活動による収支(3)	△7,282,880円	
収入	130,440円	退職者積立資産取崩
支出	7,413,320円	拠点区分間繰入金支出等
前期末支払資金残高(4)	0円	
収支差額(1)+(2)+(3)+(4)	0円	

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督はおおむね適正になされていると認められる。しかし、協定の内容に基づき、指定管理者の義務はおおむね履行されているものの、事務処理事故が複数回発生しており、組織的な体制の再構築に努められたい。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

6 社会福祉法人章佑会

(1) 団体の概要

社会福祉法人章佑会（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、平成6年3月に社会福祉法人として認可された。現在は特別養護老人ホームのほか、生活介護及び特定相談支援事業等を行っている。

(2) 区との関係

区は、法人を指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行わせている。

ア 監査対象施設

塩浜福祉園

イ 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

ウ 指定管理料

施設名	令和6年度	令和5年度
塩浜福祉園	287,925,065円	202,425,547円

エ 指定管理業務

江東区障害者通所支援施設条例（平成2年3月江東区条例第5号）第5条第1号及び第3号に規定する業務

① 施設の維持管理に関する業務

(3) 監査対象施設に係る財政状況

塩浜福祉園は、主として指定管理料や自立支援給付費収入等により運営されている。令和6年度における資金収支決算は、次のとおりである。

項目	決算額	摘要
事業活動による収支(1)	1,130,680円	
収入	360,459,514円	
障害福祉サービス等事業収入	358,990,750円	区指定管理料等
その他の収入	1,468,764円	

	支出	359,328,834円	
	人件費支出	146,086,104円	
	事業費支出	38,640,691円	
	事務費支出	174,602,039円	
	施設整備等による収支(2)	0円	
	収入	0円	
	支出	0円	
	その他の活動による収支(3)	△1,130,680円	
	収入	10,120円	積立資産取崩収入
	支出	1,140,800円	積立資産支出
	前期末支払資金残高(4)	△1,867,687円	
	収支差額(1)+(2)+(3)+(4)	△1,867,687円	

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督はおおむね適正になされていると認められる。しかしながら、協定上の定員と運営実態に乖離があることから、利用者サービスの安定的提供のため、人材確保に努められたい。

また、管理業務に係る会計経理内容はおおむね適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

7 江東こどもまつり実行委員会

(1) 団体の概要

江東こどもまつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、江東こどもまつり開催要綱（平成17年2月16日16江子児第2179号）及び江東こどもまつり実行委員会設置要綱（平成17年2月16日16江子児第2180号）に基づき、区内各種団体の代表者及び区職員等で組織され、江東こどもまつりの企画運営を行っている。

(2) 区との関係

区は、実行委員会に対して江東こどもまつり補助金を交付した。

ア 根拠法令等

江東こどもまつり開催要綱

イ 補助金額

	金額	摘要
交付金額	23,282,000円	概算払等
確定金額	23,280,837円	協賛金等5,652,670円を除く
精算金額	1,163円	区に戻入

ウ 補助事業の概要

江東こどもまつりは児童福祉週間にちなみ、次代を担う児童に夢とロマンを育み、誰もが参加でき、こどもも大人も共に楽しめるまつりとして開催している。区民及び地域団体の協力による催しを主体に、児童館の日常的な事業を紹介しながら、参加者全員が交流できる行事としている。

第36回江東こどもまつりは、令和6年5月19日（日）都立猿江恩賜公園、毛利小学校校庭、ティアラこうとう及び都立木場公園テニスコートを会場に開催された。

(3) 財政の状況

実行委員会は、主として区からの補助金をもって運営されている。令和6年度における収支決算は、次のとおりである。

項目	決算額	摘要
収入	28,934,670円	
区補助金	23,282,000円	
協賛金	5,375,000円	

諸収入	277,670円	観劇チケット収入
支出	28,933,507円	
広報費	921,195円	ポスター・チラシ印刷
会場費	10,759,320円	テント代・仮設ステージ設 営費等
催事費	16,982,337円	児童館コーナー経費、アト ラクシヨソ委託等
運営費	270,655円	会議費、事務局費
予備費	0円	
収支差額	1,163円	

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容はおおむね適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

8 ミアヘルサ株式会社

(1) 団体の概要

ミアヘルサ株式会社（以下「会社」という。）は、昭和59年9月に株式会社日本生科学研究所として設立し、平成23年4月に保育事業を開始した。平成31年4月に現在の社名に変更となり、医薬事業や介護事業のほか、食品事業等を行っている。

(2) 区との関係

会社は、区内において以下の認可保育所を運営している。

- ① 辰巳第二保育園
- ② ミアヘルサ保育園ゆらりん豊洲フロント
- ③ ミアヘルサ保育園ひびき豊洲
- ④ ミアヘルサ保育園ゆらりん豊四

区は、会社に対して補助金を交付した。また、区は、会社を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。今年度は、以下の施設にかかる監査を実施した。

ア 監査対象施設

辰巳第二保育園

イ 補助金交付

(ア) 根拠法令

- ① 江東区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱（平成28年4月1日28江こ保第1834号。以下「職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱」という。）
- ② 江東区とうきょうすくわくプログラム推進事業補助金交付要綱（令和6年6月26日6江こ保第994号。以下「とうきょうすくわくプログラム推進事業補助要綱」という。）
- ③ 江東区保育施設等物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱（令和4年10月21日4江こ保第1550号。以下「物価高騰緊急支援事業補助要綱」という。）
- ④ 江東区保育人材確保支援事業補助金交付要綱（令和6年4月1日6江こ保第862号。以下「保育人材確保支援事業補助要綱」という。）

(イ) 補助金額

施設名	金額	補助の根拠規程
辰巳第二保育園	11,550,000円	職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱
	1,144,000円	とうきょうすくわくプログラム推進事業補助要綱
	479,750円	物価高騰緊急支援事業補助要綱
	200,000円	保育人材確保支援事業補助要綱
計	13,373,750円	

(ウ) 補助事業の概要

職員宿舍の借り上げによる働きやすい環境の整備、乳幼児の興味及び関心に応じた探究活動の実施、原油価格や物価高騰により影響を受ける光熱水費等、質の高い保育人材の確保に要する費用の一部補助を行った。

ウ 指定管理

(ア) 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(イ) 指定管理料

施設名	令和6年度	令和5年度
辰巳第二保育園	181,785,881円	172,131,350円

(ウ) 指定管理業務

- ① 保育に関する業務
- ② 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 監査対象施設に係る財政状況

辰巳第二保育園は、主に指定管理料や補助金等により運営されている。令和6年度における資金収支決算は、次のとおりである。

項目	決算額	摘要
事業活動収支(1)	17,732,289円	
収入	194,197,463円	
経常経費補助金収入	194,065,563円	区指定管理料、補助金等
利用料収入	131,900円	
支出	176,465,174円	
人件費支出	123,319,698円	
事務費支出	15,162,737円	

	課税費用消費税	2,094,736円	
	事業費支出	15,447,334円	
	減価償却費	865,861円	
	引当金繰入	19,574,808円	
事業活動外収支(2)		9,903円	
	収入	9,903円	
	支出	0円	
特別収支(3)		△5,453,576円	
	収入	0円	
	支出	5,453,576円	拠点区分間繰入金支出
前期末支払資金残高(4)		9,686,312円	
収支差額(1)+(2)+(3)+(4)		21,974,928円	

(4) 監査の結果

- ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- イ 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督はおおむね適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、別項の監査委員意見を除き、管理業務に係る会計経理内容はおおむね適正であると認められる。
- ウ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

(5) 監査委員意見

上記の監査の結果において、一部適正とは言い難い事例があったので意見を付す。

ア 事業活動収支計算書と総勘定元帳の不一致について

今回の監査において、指定管理者が所管部へ提出している事業活動収支計算書と総勘定元帳を突合したところ、不一致が検出された。

不一致について会社に確認したところ、本社人件費の1千万円を事務費支出内の雑費として追加計上していることが確認された。辰巳第二保育園との直接的な関係が確認できない本社人件費については、本来「拠点

区分間繰入金」として計上すべきであり、このような資金の流れは適正とは言い難い。

今後は提出書類の正確性を確保するとともに、本社人件費についても所管部と確認し、適正に取り扱われたい。

イ 資金収支差額について

令和6年度の収支差額は21,974,928円と、大幅な繰越金が発生しているため、区への返還義務の有無について所管部に確認をおこなった。所管部によると、繰越金については年度協定書にて取り扱いを定めており、区に返還する規定はなく、繰越額の累計は当該年度の委託料の30%までは認められるとのことであった。また、他の公設民営保育園においても同様の取り扱いをしているとのことであった。

しかし、大幅な余剰金そのまま繰り越されることは、協定の範囲内とはいえ、効率的な指定管理運営とは言い難い。

今後所管部においては、適正かつ効率的な指定管理運営を目指すため、指定管理者の余剰資金に係る繰越金や繰入金の考え方について、改めて検討するよう求めたい。

9 株式会社アンジェリカ

(1) 団体の概要

株式会社アンジェリカ（以下「会社」という。）は、平成16年11月に設立し、保育園、学童保育施設の運営を行っている。

(2) 区との関係

会社は、区内において以下の施設を運営している。

- ① 認可保育所（アンジェリカ白河保育園、アンジェリカ亀戸保育園）
- ② 江東きつずクラブ南砂六丁目

区は、会社に対して、補助金を交付した。今年度は、以下の施設にかかる監査を実施した。

ア 監査対象施設

アンジェリカ白河保育園、アンジェリカ亀戸保育園

イ 根拠法令等

- ① 江東区私立保育所等補助要綱（平成27年4月1日27江こ保第3093号。以下「私立保育所等補助要綱」という。）
- ② 江東区保育所等賃借料補助金交付要綱（平成29年4月1日29江こ保第2890号。以下「保育所等賃借料補助要綱」という。）
- ③ 江東区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱（平成28年4月1日28江こ保第1834号。以下「職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱」という。）
- ④ 江東区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成27年4月1日27江こ保第2365号。以下「キャリアアップ補助要綱」という。）
- ⑤ 江東区延長保育事業費補助要綱（平成11年3月9日江厚保発第562号。以下「延長保育事業費補助要綱」という。）
- ⑥ 江東区保育サービス推進事業補助金交付要綱（平成27年4月1日27江こ保第2742号。以下「保育サービス推進事業補助要綱」という。）
- ⑦ 江東区保育施設等物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱（令和4年10月21日4江こ保第1550号。以下「物価高騰緊急支援事業補助要綱」という。）
- ⑧ 江東区保育人材確保支援事業補助金交付要綱（令和6年4月1日6江こ保第862号。以下「保育人材確保支援事業補助要綱」という。）

ウ 補助金額

施設名	金額	補助の根拠規程
アンジェリカ白河保育園	37,799,750円	私立保育所等補助要綱
	18,496,000円	保育所等賃借料補助要綱
	8,571,000円	職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱
	6,651,000円	キャリアアップ補助要綱
	5,957,400円	延長保育事業費補助要綱
	4,562,000円	保育サービス推進事業補助要綱
	323,000円	物価高騰緊急支援事業補助要綱
	200,000円	保育人材確保支援事業補助要綱
計	82,560,150円	
アンジェリカ亀戸保育園	44,496,029円	私立保育所等補助要綱
	12,201,000円	保育所等賃借料補助要綱
	5,846,000円	職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱
	9,555,000円	キャリアアップ補助要綱
	6,910,880円	延長保育事業費補助要綱
	6,449,000円	保育サービス推進事業補助要綱
	437,950円	物価高騰緊急支援事業補助要綱
	200,000円	保育人材確保支援事業補助要綱
計	86,095,859円	

エ 補助事業の概要

私立保育所施設運営、保育所等の開設後の建物賃借料、職員宿舍の借り上げによる働きやすい環境の整備、保育士等のキャリアアップに向けた取組み、時間延長の需要に対応する延長保育事業、特別保育や地域子育て支援の推進事業、物価高騰により影響を受ける光熱費等、質の高い保育人材の確保に要する費用の一部補助を行った。

(3) 監査対象施設に係る財政の状況

監査対象施設は、主として委託費収入、補助金収入等をもって運営されている。令和6年度における資金収支決算は、次のとおりである。

① アンジェリカ白河保育園

収 入	支 出	収支差額
169,653,937円	168,801,064円	852,873円

② アンジェリカ亀戸保育園

収 入	支 出	収支差額
213,263,409円	204,937,358円	8,326,051円

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、おおむね適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容はおおむね適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。